2023年５月８日

お客さま各位

エイチ・エス損害保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の「五類感染症」への位置づけ変更に伴う取扱いについて

2023年５月８日より、新型コロナウイルス感染症（注１）の位置づけが感染症法（注２）における「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症」に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の取扱いが以下のとおりとなります。

１．変更内容

新型コロナウイルス感染症の取扱い	
治療開始日が2023年５月７日以前	治療開始日が2023年５月８日以降
次の場合に保険金のお支払い対象となります。 (1)治療費等 ・責任期間中に感染し、責任期間終了後30日までに治療を開始した場合 (2)疾病死亡 ・責任期間中に死亡した場合 ・責任期間中に感染し、責任期間終了後30日以内に死亡した場合	次の場合に保険金のお支払い対象となります。 (1)治療費等 ・責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病し、責任期間終了後72時間以内に治療を開始した場合 (2)疾病死亡 ・責任期間中に死亡した場合 ・責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病・治療を開始し責任期間終了後30日以内に死亡した場合

（注１）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。

（注２）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）をいいます。

２．対象となる特約

・疾病死亡保険金支払特約
・治療・救援費用補償特約
・疾病治療費用補償特約

以上

LCD23-016

2019年1月改定版

個人 保険期間（旅行期間）31日まで

海外旅行保険をご契約いただくお客様へ（必ずお読みください。）

重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）

引受保険会社：エイチ・エス損害保険株式会社

この説明書では、海外旅行保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いします。
保険契約者と被保険者が異なる場合には、この説明書に記載の事項を被保険者の方全員に必ずご説明ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくために**重要な事項**を記載しています。

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、**特にご注意いただきたい事項**を記載しています。

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「サポートブック（ご契約のしおり）」および普通保険約款・特約をご確認ください。普通保険約款・特約は当社ホームページ（https://www.hs-sonpo.co.jp/）をご覧ください。
ご不明な点等がありましたら、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。「サポートブック（ご契約のしおり）」にも「用語のご説明」が記載されていますので、ご確認ください。

普通保険約款	契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
保険契約者	保険契約の申し込みをされた方をいいます。保険契約者は保険契約上のさまざまな権利を有すると同時に、保険料支払義務をはじめとした義務を負います。
被保険者	保険の対象となる方または補償を受ける方をいい、保険証券または保険契約証に記載の方をいいます。 ただし、賠償責任危険補償特約においては、被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者とします。
保険金	事故が生じた場合に、当社がお支払いする金銭をいいます。
保険金額	ご契約金額をいい、事故が生じた場合にお支払いする保険金の限度額のことをいいます。
免責金額（自己負担額）	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
保険料	保険契約に基づいて、保険契約者にお支払いいただく金銭をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
海外旅行中	保険期間（保険のご契約期間）中で、かつ被保険者が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

Ⅰ 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

海外旅行保険とは、海外旅行中に偶然な事故により被保険者がケガをしたときや病気になったときなどに保険金をお支払いするものです。

＜基本となる補償（特約）＞	＜オプションの補償（特約）＞
基本となる補償は次のとおりです。ご契約タイプによりセットされる補償が異なりますのでパンフレット等のご契約タイプ一覧表でご確認ください。また補償を組み合わせてご契約いただくフリープランもあります。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。 傷害死亡 保険金支払特約 傷害後遺障害 保険金支払特約 疾病死亡 保険金支払特約 治療・救援費用 補償特約 賠償責任 危険補償特約 携行品損害 補償特約 通貨盗難 補償特約 旅行事故緊急費用（旅行中の事故による緊急費用補償特約）	以下のオプションがあります。専用のチラシがありますので取扱代理店までお申し出ください。 旅行変更費用補償特約（出国中止費用補償対象外特約セット） 留守宅家財盗難補償特約 クルーズ旅行取消費用補償特約

この他、以下の特約が自動セットされます。（条件によっては自動セットされない場合があります。詳細は「サポートブック（ご契約のしおり）」および普通保険約款・特約をご確認ください。）
「ホームヘルパー雇入費用等補償特約」「妊娠初期の症状に対する支払責任の変更に関する特約」
「戦争危険等免責に関する一部修正特約」「救援者費用等追加補償特約」

ご注意
８ページに掲げるスカイダイビング・山岳登はんなどの「危険な運動等」を行っている間の事故は保険金をお支払いできませんが、「運動危険等補償特約」をセットすることでお支払いの対象となります。お引受けにはエイチ・エス損保の事前の引受承認と割増保険料が必要となりますので、ご契約締結前にお申し出ください。

※ 永住権を得て海外に居住している方や帰国予定のない方は、この保険をお引受けできませんのでご注意ください。

2. 基本となる補償

契約概要　注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合の内容は次のとおりです。
詳細は、「サポートブック（ご契約のしおり）」および普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ⇒傷害死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。（死亡保険金受取人を指定した場合は、死亡保険金受取人にお支払いします。） 注同一のケガにより、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしているときは、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の金額を差し引いた額をお支払いします。	【共通】 ○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為（ただし、自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の治療・救援費用のうちの救援費用部分はお支払いの対象となります。） ○戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。） ○放射能汚染 ○妊娠・出産・早産・流産およびこれらに基づく病気。ただし、保険期間が31日以内の契約に限り、妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除きます。）により医師の治療を開始した場合の治療・救援費用はお支払いの対象となります。　…など 【傷害死亡/傷害後遺障害/治療・救援費用】 ○海外旅行開始前に発生した事故によるケガが原因で死亡した場合または治療した場合 ○酒気帯び運転、無資格運転中の事故（ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の治療・救援費用のうちの救援費用部分はお支払いの対象となります。） ○スカイダイビング・山岳登はんなどの危険な運動等（☆2）を行っている間に生じた事故（ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の治療・救援費用のうちの救援費用部分はお支払いの対象となります。）　…など 【傷害後遺障害/治療・救援費用】 ○むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの　…など 【疾病死亡/治療・救援費用】 ○歯科疾病 ○山岳登はん（♣）を行っている間に発病した高山病　…など （♣）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。 【治療・救援費用】 ○海外旅行開始前に発病した病気が原因で治療した場合 ○海外でのカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療　…など
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ⇒後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4～100％をお支払いします。お支払いする額は、保険期間を通じ合計して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
疾病死亡保険金	①海外旅行中に病気により死亡した場合 ②「海外旅行中に発病した病気」または「海外旅行終了後72時間以内に発病した病気（♣1）」により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合（♣2） ③海外旅行中に感染した特定の感染症（☆1）により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 （♣1）その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。 （♣2）海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限ります。 ⇒疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。（死亡保険金受取人を指定した場合は、死亡保険金受取人にお支払いします。）	
治療・救援費用保険金	【傷害治療費用部分】 海外旅行中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けた場合 ⇒事故の発生の日からその日を含めて180日以内に実際に支出した治療費等の費用のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 【疾病治療費用部分】 ①「海外旅行中に発病した病気」もしくは「海外旅行終了後72時間以内に発病した病気（♣）」により、海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 ②海外旅行中に感染した特定の感染症（☆1）により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に医師の治療を開始した場合 （♣）その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。 ⇒治療開始日からその日を含めて180日以内に実際に支出した治療費等の費用のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 【救援費用部分】 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合（♣1） ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気（♣2）により３日以上続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合 （♣1）海外旅行中に医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。 （♣2）海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。 ⇒実際に支出した救援費用（救援者の現地までの往復運賃など）のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 【傷害/疾病治療費用部分・救援費用部分共通】 お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額を限度とします。 ただし、【救援費用部分】⑥の場合は、治療・救援費用保険金額に関わらず、１回の事故について300万円がお支払いの限度となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金	海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物（保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品・生活用品を含みます。）を壊すなどして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 ⇒１回の事故について、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金の額などをお支払いします。	○保険契約者または被保険者の故意 ○職業上の行為に関する賠償責任 ○同居の親族に対する賠償責任 ○航空機、船舶、車両（ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、観光に使用中のセグウェイに起因するものはお支払いの対象となります。）、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ○受託物（レンタル業者から借り入れた旅行用品等はお支払いの対象となります。）に対する賠償責任 …など
携行品損害保険金	海外旅行中に携行品（カメラ、宝石、衣類、航空券、旅券など）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 ⇒携行品1個（1点、1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計で５万円）を限度として再調達価額（同一の質、用途、規模、型、能力の物を新たに購入するのに必要な金額）または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、これらお支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。	○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失 ○サーフィン・ウィンドサーフィン等の運動を行うための用具、通貨（♣）・小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ等の携行品損害 ○携行品の欠陥、自然の消耗 ○商品・製品等、業務にのみ使用される物の損害 ○携行品の置き忘れ、紛失 …など （♣）通貨の盗難については、通貨盗難補償特約をセットしている場合に、通貨盗難保険金でお支払いの対象になります。
通貨盗難保険金	海外旅行中に被保険者が携行する通貨（♣1）が盗難にあった場合（♣2） ただし、盗難にあった場合、直ちに警察署に届け出て、現地の警察署の盗難届出証明書を取得する必要があります。 （♣1）流通手段、支払手段として法律により強制力が付与された貨幣をいい、銀行券、硬貨、政府発行紙幣があります。小切手、手形、預貯金証書および法律によって強制力が付与されていないもの（プリペイドカード、電子マネー、クレジットカード、仮想通貨等）は含まれません。 （♣2）被保険者が滞在するアパート、借家等の居住施設にある通貨の盗難は対象となりません。 ⇒１回の事故について、盗難によって生じた通貨の損害額から自己負担額5,000円を差し引いた額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の総額は、通貨盗難保険金額（３万円）をもって保険期間中のお支払いの限度とします。	○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失 ○保険契約者および被保険者の親族が自ら行った盗難または荷担した盗難 ○地震、噴火もしくはこれらによる津波、風災、水災または雪害その他の天災の際における盗難 ○火災または破裂・爆発の際における盗難 ○戦争、革命などの事変の際における盗難（ただし、テロの際における盗難はお支払いの対象となります。） ○放射能汚染の際における盗難 ○置き忘れ、紛失 …など
旅行事故緊急費用保険金	海外旅行中の予期せぬ偶然な事故（♣1）により、海外旅行中に次の①から⑦までの費用の負担を余儀なくされた場合 ①交通費　②ホテル等の宿泊施設の客室料　③食事代（♣2）　④国際電話料等通信費 ⑤渡航手続費　⑥渡航先で予定していたサービスの取消料等 ⑦身の回り品の購入費用（♣3） （♣1）公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者によりその発生の証明がなされる事故に限ります。 （♣2）食事代は、次のア．またはイ．に該当し、費用を負担した場合にお支払いします。 ア．搭乗予定の航空機について、６時間以上の出発遅延・欠航・運休等により、出発予定時刻から６時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合、または搭乗した航空機の着陸地変更により、着陸時刻から６時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合 イ．搭乗していた航空機の遅延等により乗り継ぎの予定だった出発機に搭乗できず、到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合	○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失・法令違反 ○歯科疾病の発病または症状の悪化 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。） ○放射能汚染 ○運行時間が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 …など

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	(♣3) 身の回り品の購入費用は、乗客として搭乗する航空機に寄託した手荷物が、航空機の目的地到着後６時間を経過してもその目的地に運搬されなかった場合で、航空機到着後96時間以内に費用を負担したときにお支払いします。(住居に帰着した後の費用はお支払いの対象になりません。) ⇒実際に支出した費用のうち社会通念上妥当な金額または同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額（払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は除きます。）をお支払いします。ただし、下記の金額が保険期間中の支払限度額となります。 ③の食事代は、５千円 ①～⑥の各費用については、③の食事代を含めて合計で５万円 ⑦の費用については、①～⑥とは別に10万円	(注) 費用負担の原因となった偶然な事故（欠航、運休、遅延など）が、補償開始前に発生していた場合は保険金のお支払いの対象となりません。(補償は保険始期日以降で海外旅行の目的をもって自宅を出発したときに開始します。)

(☆1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」「四類感染症」をいいます。(エボラ出血熱、ラッサ熱、ペスト、マールブルグ病、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、マラリア、黄熱、回帰熱、ウエストナイル熱、レプトスピラ症、ジカウイルス感染症、デング熱など)

(☆2) 山岳登はん（♣1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（♣2）操縦（♣3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（♣4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動、自動車、原動機付自転車、オートバイ、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービル等の乗用具による競技・競争・興行・試運転

(♣1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが５m以下であるボルダリングを除きます。
(♣2) グライダーおよび飛行船を除きます。
(♣3) 職務として操縦する場合を除きます。
(♣4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

3. オプションの補償

契約概要

オプションの補償として以下の特約をご用意しています。専用のチラシがありますので取扱代理店までお申し出ください。詳細は「サポートブック（ご契約のしおり）」および普通保険約款・特約をご確認ください。

旅行変更費用補償特約（出国中止費用補償対象外特約セット）
被保険者・配偶者・親族の死亡・危篤・入院や自宅の火災等により、旅行を中途で取りやめ帰国した場合に取消料、違約料、帰国費用等の費用に対して保険金をお支払いします。
留守宅家財盗難補償特約
海外旅行中に自宅の家財が盗難にあった場合に保険金をお支払いします。ただし、家財のうち、貴金属・宝石、骨とう品等の美術品、稿本・設計書・図案などは、原則としてお引受けできません。
クルーズ旅行取消費用補償特約
被保険者・配偶者・親族等の死亡・危篤・入院や自宅の火災等により、予定していたクルーズ旅行を中止した場合に旅行業者等に支払う取消料、違約料、査証料等の費用に対して保険金をお支払いします。

4. 補償重複

注意喚起情報

補償内容が同種の保険契約を既に締結している場合には、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額を確認いただき、契約の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。また、お持ちのクレジットカードに海外旅行保険が付帯されている場合には、この保険と補償が重複することがありますのでご確認ください。(クレジットカード付帯の海外旅行保険は、保険金額が少額な場合がある等、補償内容が十分ではないことがありますので、ご注意ください。)

5. 保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。
①実際にご契約いただくお客様の保険金額については、保険契約申込書にてご確認ください。
②各保険金額には、引受けの限度額があります。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、他の保険契約等と合算で、それぞれ1,000万円が限度となります。
・被保険者が保険期間の初日において満15歳未満の場合
・保険契約者と被保険者が異なる場合において、この保険契約の被保険者となることについて被保険者の同意を証する署名がない場合

6. 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要　注意喚起情報

○保 険 期 間：旅行期間（海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまで）にあわせて設定してください。
○補償の開始：保険期間の初日の午前０時以降で、海外旅行の目的をもって住居を出発したときに開始します。
○補償の終了：保険期間の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居に帰着した時点で保険は終了します。
※旅行変更費用補償特約、クルーズ旅行取消費用補償特約等、特約によっては補償の開始または終了が上記と異なる場合があります。詳細は「サポートブック（ご契約のしおり）」および普通保険約款・特約をご確認ください。

7. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み

契約概要

保険料は、被保険者の年齢、保険金額、保険期間、特約等によって決定します。実際にご契約いただくお客様の保険料については、保険契約申込書にてご確認ください。

②保険料の払込方法

契約概要　注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払となります。

ご注意! 取扱代理店または当社が保険料を領収する前に生じた保険事故に対しては保険金をお支払いできません。保険料はご契約と同時にお支払いください。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

この保険には、保険料の払込猶予期間はありません。

8. 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務（保険契約申込書記載にあたっての注意事項）

注意喚起情報

保険契約者または被保険者には、ご契約締結時に次の告知事項について事実を正確に告知いただく義務があります。保険契約申込書に、★印がついている箇所が告知事項となりますので、内容をご確認のうえ正しくご記入ください。

ご注意! 保険契約申込書にご記入いただいた告知事項の内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。

告 知 事 項			
	①被保険者の年齢	②旅行先	③現在の健康状態
	④過去の保険金請求に関する情報	⑤他の保険契約等に関する情報	⑥旅行中に従事する職業・職務

2. クーリングオフ（お申し込みの撤回または解除）

注意喚起情報

保険期間が１年を超えるご契約で所定の要件を満たす場合には、クーリングオフ（お申し込みの撤回または解除）を行うことができますが、当社の海外旅行保険は、保険期間が１年以内の契約に限定していますので、クーリングオフの対象とはなりません。

3. 死亡保険金受取人の指定について

注意喚起情報

死亡保険金は、受取人の指定がない場合、被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方に死亡保険金受取人を指定する場合は、保険契約申込書の所定欄に受取人氏名等の所要事項をご記入ください。その際、被保険者が同意したことを確認するため所定欄に被保険者の署名・押印をいただきます。これにより、指定した受取人に死亡保険金を確実にお支払いすることができます。

ご注意! 保険契約者と被保険者が異なるご契約で、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、被保険者の同意がないと保険契約が無効となります。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等

注意喚起情報

①職業・職務を変更した場合

ご契約締結後に保険契約申込書記載の職業・職務を変更した場合（職業に就いていない方が新たに職業に就いた場合または職業に就いていた方がその職業を辞めた場合を含みます。）は、保険契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、職業・職務に変更が生じた時以降の期間に対して計算した保険料を請求または返還します。

ご注意! 遅滞なくご通知いただけない場合において、変更後に適用される保険料が変更前のものよりも高いときは、変更後に生じた事故によるケガなどについて保険金を削減してお支払いすることがあります。また、変更に伴い追加保険料が必要となる場合で追加保険料を払い込みいただけないときには、ご契約を解除することや、変更後に生じた事故によるケガなどについて保険金を削減してお支払いすることがあります。

ご注意! ご契約期間中に下記「お引受けできない職業・職務（引受範囲外）」の職業・職務に就いた場合は、契約を解除することがあります。この場合は保険金をお支払いできません。

お引受けできない職業・職務（引受範囲外）

スタントマン、騎手、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、プロボクサー、プロレスラー、力士、テストライダー、テストパイロット、猛獣取扱者、船舶関係従事者、港湾運搬作業者、船内・沿岸運搬作業者、漁業作業者、火薬・爆薬類等の火気を取扱う者、強酸・劇毒物を取扱う者、採鉱・採石作業者、農林作業者、自動車運転者、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業・職務

②その他

上記の通知事項のほか、保険契約者の住所などを変更する場合も、重要なお知らせやご案内ができないこととなりますので、必ずご連絡ください。

2. 保険期間の延長手続きについて

注意喚起情報

①海外からの帰国が遅れたり、滞在期間を延長したりする場合など、保険期間の延長をご希望の場合には、取扱代理店または当社において、ご契約延長のお申し込み手続きと追加保険料の払い込みが必要となります。日本にいる代理の方（ご家族、知人等）にご連絡いただき、必ず保険期間が終了する前に、お手続きいただくようお伝えください。
延長手続きの方法については、「サポートブック（ご契約のしおり）」をご確認ください。

ご注意! 「保険期間延長の追加保険料支払に関する特約」に定める場合を除き、保険期間終了前に延長のための保険料が支払われない場合は、保険期間終了後の事故について保険金をお支払いできません。

②保険期間の末日までに住居へ帰着予定だったにもかかわらず、航空機の遅延や被保険者の病気・ケガによる治療等、約款に定められた事由により帰着が遅延する場合には、保険責任の終期が一定期間自動的に延長されます。なお、この期間を超えて保険期間の延長をご希望の場合はこの期間内に上記①の手続きを行ってください。

③「通貨盗難補償特約」および「旅行中の事故による緊急費用補償特約」をセットしている場合で、①の手続きを行い保険始期日から31日を超える延長となるときは、「通貨盗難補償特約」「旅行中の事故による緊急費用補償特約」を削除してお引受けします。

3. 解約と解約返戻金

契約概要　注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、ご契約の取扱代理店または当社までご連絡ください。ご契約内容、解約時の条件に基づき、未経過であった期間に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いします（日割により計算した保険料を返戻するものではありません。例：ご自宅出発後、当日にご契約を解約された場合は、保険期間１日の場合の保険料を差し引いた金額をお支払いします）。

ご注意! 解約返戻金は払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますのでご注意ください。（解約返戻金がない場合もあります。）なお、既にお支払いいただいた保険料と返戻する保険料の差額が最低保険料の1,000円に満たない場合、既にお支払いいただいた保険料から1,000円を差し引いた金額をお支払いします。

4. 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者からのお申し出によりご契約を解除できる場合があります。詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。また本内容については、保険契約者から被保険者全員にご説明ください。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約については、当社と直接契約されたものとなります。

2. 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヵ月までに発生した事故による保険金は100％補償されます。

3. 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

当社は、お客様の個人情報をプライバシーポリシー（個人情報保護宣言https://www.hs-sonpo.co.jp/privacy/）に則り、以下のとおり適切に取り扱います。

○個人情報の利用

当社は、お客様の個人情報を次の目的を達成するために利用します。

（1）本保険のお引受け、保険金のお支払い、そのほか本保険の履行のため
（2）本保険以外の当社の商品、サービスのご案内・ご提供のため
（3）当社の提携先・委託先の商品・サービスのご案内のため

ただし、保健医療等の特別の非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

○個人情報の提供
当社は、本保険に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、国内外の業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
○契約等の情報交換について
保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険会社等の間で登録または交換を実施することがあります。
○再保険について
当社の再保険業務の履行のため国内外の再保険引受会社に提供することがあります。
○法令等の対応について
個人情報の保護に関する法律およびその他法令等に基づき外部へ提供することがあります。

4. 重大事由による解除について

次の事由があるときは、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。
①保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとした場合
②詐欺を行い、または行おうとした場合
③以下の暴力団等反社会的勢力に該当すると認められる場合または密接に関与していると認められる場合
・暴力団・暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）
・暴力団準構成員　　・暴力団関係企業その他の反社会的勢力
④複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合
⑤上記のほか、①から④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

5. 事故が起こったとき

（1）まずはご連絡ください
この保険の対象となる事故が発生した場合には、「サポートブック（ご契約のしおり）」に記載しているサポートセンター、当社またはご契約の取扱代理店まで、病気・ケガの状況、事故の内容等を30日以内にご通知ください。
ご注意! 正当な理由がなくご通知のない場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。
賠償事故が発生した場合で、被害者（相手側）との間で賠償額を決定（示談）する場合には、必ず事前にご連絡ください。
ご注意! 当社の承認のない決定（示談）をした場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

（2）保険金請求の手続きについて
保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「サポートブック（ご契約のしおり）」の「保険金請求の方法」に記載の書類等をご提出いただきます。
保険金の請求に必要な書類については、「サポートブック（ご契約のしおり）」をご確認ください。

（3）保険金の支払時期について
被保険者または保険金受取人が保険金請求の手続きを完了した日（請求完了日）からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。
ご注意! 特別な調査が必要な場合は、請求完了日からお支払いするまでの期間を延長することがあります。（この場合には被保険者等にあらかじめ通知します。）

（4）時効について
保険金請求権については時効（３年）があります。保険金請求権の時効の起算点は、補償項目によって異なります。例えば、傷害死亡保険金の場合は、被保険者が死亡した時が時効の起算点となります。

（5）代理請求人制度について
代理請求人制度とは、被保険者本人が保険金を請求できない事情がある等、特別な事情がある場合に、代理人による保険金の請求ができる制度です。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

当社への相談・苦情・お問い合わせ

【連絡先】お客様相談室　0570-550836（通話料有料）
受付時間：9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）
※2020年6月1日以降は、9:00～17:00（年末年始12/30-1/3を除く）となります。

ご帰国後の事故のご連絡・保険金のご請求

☆はじめて事故のご連絡をいただくお客様
【連絡先】サポートセンター　0570-200543（通話料有料・国内専用）
受付時間：9:00～17:00（年中無休）

☆ご連絡済みの事故に関する保険金請求等のお問い合わせのお客様
【連絡先】損害調査サービス部 0570-025219（通話料有料・国内専用）
受付時間：9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）
※2020年6月1日以降は、9:00～17:00（年末年始12/30-1/3を除く）となります。

※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

指定紛争解決機関　注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽADRセンター
電話番号 0570-022808〔ナビダイヤル〕
受付時間：9:15～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）
詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

※海外旅行中に事故で困ったとき、緊急のときのご連絡方法は「サポートブック（ご契約のしおり）」をご覧ください。

お申し込み内容確認リスト（申込人署名欄へのご署名前に、お申し込みの内容をご確認ください。）

本リストは、ご提案の保険商品がお客様のご意向に沿った内容であることについて、ご契約締結の前に、ご確認いただくための参考として用意しています。このリストを参考にお申し込み内容を今一度ご確認のうえ、保険契約申込書の「申込人署名欄」にご署名をお願いします。
なお、ご不明な点等がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご意向に沿った内容となっていることをご確認ください。ご意向に沿っていない場合は、取扱代理店までお申し出ください。

1	保険金をお支払いする主な場合、お支払いできない主な場合、保険金額、保険料、オプションの補償（特約）の有無などは、ご意向に沿ったものになっていますか？ お支払いする主な場合の詳細については重要事項等説明書、パンフレット等をご確認ください。
2	保険期間（旅行期間）に間違いはありませんか？ 住居を出発してから住居に帰着するまでの期間となっていることをご確認ください。
3	被保険者（旅行に行く人）に間違いはありませんか？ 申込人と異なる場合は、被保険者ご自身の署名が必要な場合がありますのでご注意ください。

2. 保険契約申込書の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は保険契約申込書の訂正が必要となりますので、取扱代理店までお申し出ください。

1	保険契約申込書の告知事項⑤「他の保険契約等」欄は正しくご記入いただいていますか？
2	海外旅行中に職業・職務（♣1）に従事する場合、保険契約申込書の告知事項⑥「職業・職務」欄にその内容を正しくご記入いただいていますか？ （♣1）本ページ下段の「告知事項欄 質問⑥の職業・職務」に記載の職業・職務に該当する方については、ご契約をお引受けできませんので、ご了承ください。
3	海外旅行中に危険な運動等（♣2）を行う場合、取扱代理店または当社までお申し出いただきましたか？ （♣2）本ページ下段の「危険な運動等」に記載の運動等を行っている間の事故は保険金をお支払いできません。「危険な運動等」を行っている間の事故の補償をご希望の場合は割増保険料が必要となります。

3. 重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）の内容についてご確認いただけましたか？
重要事項等説明書は、ご契約にあたって知っておいていただきたいことや、保険金が支払われない主な場合などお客様にとって不利益になる場合などを記載していますので、必ずお読みください。

告知事項欄　質問⑥の職業・職務

スタントマン、騎手、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、プロボクサー、プロレスラー、力士、テストライダー、テストパイロット、猛獣取扱者、船舶関係従事者、港湾運搬作業者、船内・沿岸運搬作業者、漁業作業者、火薬・爆薬類等の火気を取扱う者、強酸・劇毒物を取扱う者、採鉱・採石作業者、農林作業者、自動車運転者、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業・職務

危険な運動等

山岳登はん（♣1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（♣2）操縦（♣3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（♣4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動、自動車、原動機付自転車、オートバイ、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービル等の乗用具による競技・競争・興行・試運転

（♣1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが５m以下であるボルダリングを除きます。
（♣2）グライダーおよび飛行船を除きます。
（♣3）職務として操縦する場合を除きます。
（♣4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。